

プラトンの現実的理想国家論

天野 正幸

プラトンは、『法律』では、『国家』とは違って、実現可能な理想国家について論じている。それゆえ、その議論は practical なものである。

1. 『国家』における理想国家の実現可能性について

「どうすれば理想国家が実現するか」と問われたソクラテスは、まず、理想国家論を語った目的を次のように説明する (472c-d)。

正義そのものと完全に正しい人および不正と最も不正な人がどのようなものであるかを探究したのは、それらをパラダイグマとするため——すなわち、幸福と不幸に関して彼らがどのような状態であるかに注目して、我々自身についても彼らに最もよく似ている者は彼らと最も似た状態であるということを承認せざるをえなくするため——であって、それらが実現しうるということ (ὡς δυνατὰ ταῦτα γίγνεσθαι) を証明するためではない。

そして、「どのようにすれば理想国家に可能な限り最も近い形で国家が統治されうるか (ὡς ἂν ἐγγύτατα τῶν εἰρημένων πόλις οἰκήσειεν) を発見することができれば、どうすれば理想国家が実現するかという問題に答えたものと認めてもらいたい」と前置きして、「哲学者が国家の支配者になるか国家の支配者が哲学者にならない限り、可能な限り理想的な国家が実現することは決してない (οὐδὲ αὕτη ἡ πολιτεία μὴ ποτε ... φυῆ ... εἰς τὸ δυνατόν)」という答えを提示する (473a-e)。

以上の論じ方は、理想国家は実現不可能であるということを含意していると理解してよいだろう。なぜ実現不可能なのかと言えば、理想国家の支配者に必要な善のアイデアについてのエピステーメーを獲得することは人間には不可能だ (とプラトンは考えていた) からである。というのも、『国家』においては、プラトンが善のアイデアについてのエピステーメーを獲得していたということを示すものは何もないし、『国家』以後も、プラトンは善のアイデアについてのエピステーメーに立脚した議論をすることはまったくないし、そもそも (『国家』において考えられていたような) 善のアイデアについて語ることもないからである。善のアイデアのみならずほかのアイデアに関しても、プラトン自身はエピステーメーを持っていなかったし、そもそも人間にとってエピステーメーを獲得することが可能だと考えても

いなかった、と私は理解している⁽¹⁾。このように考えると、理想国家の支配者となるべき哲学者は地上の太陽を見た——言い換えれば、善のアイデアについてのエピステーメーを獲得した——と前提されているが、それは現実には存在しえない理想的な哲学者のことだと理解すべきだろう。

1. 1. エピステーメーについて

プラトンは『ティマイオス』において、宇宙生成論を語り始める前に、「完全に整合的で厳密なロゴス（πάντη πάντως αὐτοὶ ἑαυτοῖς ὁμολογούμενοι λόγοι καὶ ἀπηκριβωμένοι）を語ることはできないので、真実らしいミュートス（εἰκῶς μῦθος）が語られればよしとしなければならない」と言っている（29c-d）。「完全に整合的で厳密なロゴス」と「真実らしいミュートス」の対比については、「語られる対象がアイデアであるか生成・変化するものであるかに対応し、この対比は真理（ἀλήθεια）と信念（πίστις）の対比に対応する」と述べられている（29c）。アイデアについて語ることに生成・変化するものについて語るものの対比、あるいは真理と信念の対比は、プラトンの術語で言えば「エピステーメー」と「ドクサ」の対比に対応する。従って、「完全に整合的で厳密なロゴス」と「真実らしいミュートス」の対比はエピステーメーとドクサの対比に対応するものと理解してよいだろう。因みに、『パイドロス』において、「ミュートスを語ってロゴスのうちで遊ぶこと（ἐν λόγοις παίζειν ... μυθολογοῦντα）」と「ディアレクティケーを用いること（τῇ διαλεκτικῇ τέχνῃ χρῆσθαι）」が対比されており（276e）、『ポリיתיコス』において、「ミュートスを語ること（μυθολογία）」と「教えること（διδασχὴ）」が対比されているが（304d）、これらも同様の対比と理解してよいだろう。なお、私は、エピステーメーを探究することとドクサを語ることを「哲学」と「思想」と呼び分けて区別することにして

1. 2. 『国家』における「哲学」と「思想」について

以上のような前提に立って『国家』第Ⅱ～Ⅸ巻の構成を見ると、あることが見えてくる。

『国家』第Ⅱ～Ⅸ巻の議論は「正義はそれ自体として善いものである」ということを、「正しい人こそ幸せであり、不正な人は不幸である」ということを論じる議論によって証明するものである。その議論は、第Ⅴ巻冒頭で中断され、第Ⅷ巻冒頭で再開される（この

⁽¹⁾ 天野『アイデアとエピステーメー』（東京大学出版会）8-12頁参照。なお、プラトンは、『ソクラテスの弁明』において「真の意味で知恵があるのは神（のみ）であり、神託の趣意は、人間の知恵はほとんど何の価値もないという点にあるのだろう」（23a）とソクラテスに述べさせ、『パイドロス』において「σοφός という名に相応しいのは神のみであり、人間に相応しいのは φιλόσοφος という名である」と述べているが（278d）、これらも人間は σοφία すなわちエピステーメーを獲得することはできないという考え方を述べたものだと私は理解する。

⁽²⁾ プラトンにとって φιλοσοφία とは σοφία の探究のことであり、それは、前註で引用した『パイドロス』における考え方に従えば、決して成就することのない探究だということになる。なお「哲学」と「思想」の区別はプラトン以外の哲学者についても言えることで、一般的には両者を併せたものが「哲学」と呼ばれている、というふうに私は考えている。

議論を「本論」と呼ぶことにする)。つまり、第V～VII巻はdigressionと位置づけられているのである。そして、このdigressionの中において、哲学者は善のアイデアのエピステーメーを探究し、獲得すると論じられている。この議論は、善のアイデアのエピステーメーに基づいて「正義はそれ自体として善いものである」ということが証明されることを期待させる⁽³⁾。しかしながら、そのような証明は行なわれず、第VIII巻で再開される「本論」においては善のアイデアは何の役割も果たさない。要するに、プラトンは、digressionの中で「正義はそれ自体として善いものである」ということを証明する方法を提示しているが、その方法による証明は行なっていないばかりか、「本論」においてはそれとはまったく別の方法で証明を行なっている、ということである。そして、本論の議論はとうてい「完全に整合的で厳密なロゴス」と言えるようなものではなく、説得力を増強するような工夫が至る所に見られる⁽⁴⁾。従って、その議論はエピステーメーに基づく「哲学」的な議論ではなく、ドクサ（「思想」）に属するものであると言ってよいだろう。このように考えると、エピステーメーに関する議論がdigressionの中に言わば隔離されているということは、「本論」の議論がドクサ（「思想」）に属するものであるということを示唆している、と見ることができる⁽⁵⁾。

ともかく、『国家』に限らずほかの作品においても、倫理・道徳に関するプラトンの議論はエピステーメーではなくドクサ（「思想」）を提示するものだと理解すべきである⁽⁶⁾。

2. 『ポリテイコス』における理想国家

『ポリテイコス』において、プラトンは、現実に存在している国制を六種類に分類している。すなわち、まず、支配者が一人であるか少数であるか多数であるかによって三種類に分類し、それぞれを、支配が法律に基づかずに（強制的に）行なわれるか、法律（と国民の自発性）に基づいて行なわれるかによって二種類に分類し、一人の支配者が法律に基づいて支配する国制を「王制」（βασιλική）と呼び、法律に基づかずに支配する国制は「僭主制」、少数の支配者が法律に基づいて支配する国制は「貴族制」（ἀριστοκρατία⁽⁷⁾）、

⁽³⁾ 因みに、VI506aで、「正しいこと（δίκαια）と美しいこと（καλά）に関しては、それらがどうして善いものであるか（ὅπη ποτὲ ἀγαθὰ ἐστίν）を知らなければ十分に知ることはできない」と述べられている。

⁽⁴⁾ この点については、天野『正義と幸福』（東京大学出版会）で詳しく論じた。

⁽⁵⁾ 『国家』の主題を国家論と解する人がいるが、上述のように理解するならば、「本論」の主題は「正しい人こそ幸せであり、不正な人は不幸である」ということを証明（あるいは、正当化）することであり、国家論では決してない。なお、「本論」においては生前および死後の神の賞罰をまったく考慮に入れていないという点がきわめて重要である。

⁽⁶⁾ アリストテレスは倫理学に数学の如き厳密さを求めるべきではないと言っているが、プラトンも倫理学を数学の如く厳密な理論として提示しようとはしていない。

⁽⁷⁾ 『国家』におけるἀριστοκρατίαは、善のアイデアについてのエピステーメーを所有しており、知恵と正義と節度と勇気を持っている最も善き（有徳な）人[ἀριστος]（たち）が支配する理想国家の国制を意味するが、ここでは明らかにそのような意味ではない。

法律に基づかずに支配する国制は「寡頭制」と呼び、多数者が支配する「民主制」に関しては、「現実には法律に基づいて支配する国制と法律に基づかずに支配する国制があるが、両者を区別する名称はない」と言っている（291d-292a,302c-e）。そして、「正しい国制はこれら6つの国制とは別の第七の国制である」（302c 8-10）と言い、「第七の国制は、人間たちから神を区別するように、ほかの国制から区別すべきである」（303b 3-5）と言っている。プラトンは現実の国制はどれも「正しい」すなわち最善の理想的な国制ではなく、理想的な国制は神的な国制であるというふうに考えていると言えるだろう。そればかりか、「国家のうちに、蜜蜂の集団のうちに生まれる王[i.e.女王蜂]のように、身体と魂（精神）が直ちに（εὐθύς）[i.e.生まれつき]際だって優れた一人の王が生まれることのない現在[i.e.現実]にあっては（νῦν δέ γε）、人々が寄り集まって最も真なる国制の足跡を追跡して成文法を定めるべきである」（301d8-e4）とも言っている。『ポリテーコス』のプラトンは理想的な国家支配者は現実には存在しえず、従って理想的な国制も現実には存在しえないと考えている、と理解してよいだろう。

正しい国制については、プラトンは、「支配者たちがエピステーメーを持っている者（ἐπιστήμονες）⁽⁸⁾であることが肝要であり、法律に基づいて支配しているか法律に基づかずに支配しているかは重要ではない」と言う（293c-d）。そして、法律に関して以下のような説を述べる（294a-c）。

ある意味では立法術は王の技術（βασιλική）に属するという事は明らかである。ただし、最善のことは、法律が力を持つことではなく、思慮とともに王の技術を持った（βασιλικός）人間が力を持つことである。

なぜなら、法律には、すべての人にとって厳密な意味で最も善いことであると同時に最も正しいことを把握した上で最善のことを命ずる、ということとはできないからである。というのも、人間たちと諸々の行為の多様性（ἀνομοιότης）と、人間に関わることは言わば何一ついかなる時も安定していない（μὴ ἡσυχίαν ἄγειν）という事実とが、どのような技術にも、何ごとに関しても、すべての場合について、すべての時にわたって、一様なこと（ἀπλοῦν）を表明することを許容しないからである。しかるに、法律は、頑固で無学な人間のように、自分の命令に反することは誰にも何一つ為すことを許容せず、質問することも誰にも許さない。だが、決して一様でないことに関して、一貫して一様であること[i.e.法律]が善いはずがない。

これに続いて、プラトンは、法律は大まかなことしか定められないと論じ（294c10-295b6）、法律よりも王の判断を重視すべきだと論じている（295b7-296a3）。要するに、プラトンは、完璧な法律を制定することは不可能だと考えているのである。この考え方と（先に引用した）「最も真なる国制の足跡を追跡して成文法を定めるべきである」という考え方は『法律』

⁽⁸⁾ ここで言う「エピステーメー」は「国民を支配するためのエピステーメー」（ἐπιστήμη περὶ ἀνθρώπων ἀρχῆς [292d3-4]）のことで、すぐ後で「王の技術」（βασιλική）と呼ばれるが、要するに政治術（πολιτική）のことである。

にも受け継がれている。

3. 『法律』における現実的 (practical) な諸政策

『国家』においては、理想国家は善のアイデアについてのエピステーメーを持っている者が支配者にならなければ実現されえないと主張され、『ポリアーティコス』においては、理想国家は「支配のエピステーメー」（あるいは、王の技術、政治術）を持っている者が支配者にならなければ実現されえないと主張された。しかるに、プラトンは、(先に述べたように) 善のアイデアについてのエピステーメーを獲得することが人間に可能だとは考えていないと思われるし、『ポリアーティコス』における「王」の支配の仕方は、従ってまた「王」そのものも、きわめて非現実的である。従って、『国家』と『ポリアーティコス』においては、プラトンは、理想国家の実現には（現実には存在しえない）理想的な支配者が必要だと考えていた、と言ってよいだろう。これに対して『法律』においては、理想的な支配者という考え方は見られない。それに代わるもの（と見做しうるの）は理想的な立法者であるが、どんな立法者も完璧な法律を作ることはできないと論じられているので、理想的な立法者と言っても現実には存在しえないような立法者のことではない。なお、行政を担当するのはいわゆる「未明会議」（σύλλογος ὄρθριος）の以下のメンバーである。①法律改善者（νομοφύλακες）⁽⁹⁾のうちの長老 10 人、②勲章受章者全員、③他国の法律改善（νομοφυλακία）の現状を調査した者のうち、議会による審査に合格した者、④30 歳以上の若者たち⁽¹⁰⁾のうち、議員に推薦され、議会による審査に合格した者。

3. 1. 完璧な法律を制定することは不可能である

『法律』のプラトンは、完璧な法律を制定することが可能であるとは考えていない。そのことをプラトンは、画家と立法家の類比を利用して次のように論じている（769a7-e4）。

画家の仕事はどの絵に関しても決して終り（πέρας）[i.e.完成]がなく、描かれた絵がより美しくより明瞭になるように改善する余地はもはやないとして筆を加えるのをやめる、ということは決してないように思われる。

もし誰かが、できるだけ美しい絵を描き、それが時間が経っても決して悪くはならず、常により善くなることを望むなら、彼は死すべき人間であるから、後継者を遺さなければ——すなわち、絵が時[の経過]によって劣化すれば修復してくれ、自分の技術の非力さの所為で未完成な部分は将来改善して輝かせることができるような[後継者を遺さなければ]——[死ぬまでという]僅かな時間の間中、膨大な仕事が続くだろう。

立法家の意図もこのようなもので、最初にできるだけ十分に厳密に法律を定めるが、

⁽⁹⁾ この名称に関しては後述する。

⁽¹⁰⁾ 951e では、「30 歳から 40 歳まで」となっている。

時が経って、頭で考えたこと (τὰ δόξαντα) を実際に試してみると、自分が建国した国家の国制あるいは秩序が決してより悪くならずにより善くなるためには、誰か後継者が改正しなければならないようなことが必ずやきわめて多く残されているということがわかるものである。

この後継者たちをプラトンは νομοφύλακες と呼ぶ。彼らの役目は法律を改正したり追加したりすることによって改善することであるから、彼らを「法律改善者」と呼ぶことにしよう。

3. 2. 教育

プラトンの倫理思想（あるいは、幸福論⁽¹¹⁾）には言わば三つの柱がある。一つは徳としての正義で、これに関しては、正しい人こそが幸福であり、不正な人は（いかに幸福そうに見えようとも）不幸であるという趣旨の議論を展開する⁽¹²⁾。第二は節度で、これに関しては、節度ある人こそが幸福であり、放縦・放埒な人は（いかに幸福そうに見えようとも）

不幸であるという趣旨の議論を展開する⁽¹³⁾。第三の柱は、徳としての正義と節度を身に付けた人間を育成するための教育（徳育）である。この問題に関しては『国家』でも詳細に論じられているが、『法律』における教育論の方がはるかに具体的で practical（現実的・実践的・実用的）である。このことを以下で示したい。

プラトンは、理想国家の国民は有徳な人間でなければならないと考えている。そこで、国民を有徳な人間に育成するための教育を重視する。

教育によって有徳な人間に育成するためには幼少年期から習慣づけによる教育をすることが必要である、とプラトンは考えている。そのための教育科目としてプラトンが最も重視するのはムーシケー（主として音楽と詩と踊り）の教育である。

3. 2. 1. 教育の規定

子どもの徳育の目的は「完成された国民 (πολίτης τέλειος)、すなわち正義に則って支配することと支配されることができる⁽¹⁴⁾国民になることを欲し愛する人にする」と述べられている (643e-644a)。

「完成された国民」については次のように述べられている (653a-b)。

子どもの最初の感覚は快樂と苦痛であり、魂に最初に徳と悪徳が備わるのはこれらによってである。他方、思慮と揺るぎない真なるドクサは、年を取ってからでも生じれば幸運である。そして、思慮と真なるドクサとこれらに依存する善きもの⁽¹⁵⁾をすべ

⁽¹¹⁾ というのも、プラトンはいつでもどのような生き方が幸福かという論じ方をするから。

⁽¹²⁾ この問題を最も本格的に論じているのは『国家』である。

⁽¹³⁾ この問題を最も本格的に論じているのは『ピレーボス』である。

⁽¹⁴⁾ プラトンが念頭に置いている理想国家は民主制国家ではないので、支配することができる国民と支配されることができる国民は別々の人間と理解すべきだろう。

⁽¹⁵⁾ 思慮（知恵）以外の三つの徳（正義、節度、勇気）のことであろう。

て所有している人間が完成された[有徳な]人間である。

要するに、子どもの教育は習慣づけによるものであるから、それによって身に付いた徳が定着するとは限らず、思慮と真なるドクサによってそれが定着した人間が「完成された人間」だということである。

子どもの教育の方法については、行為を決定する5つの要因として快樂と苦痛、恐れと逸り（意気込み）（θάραρος）、理性的思考（λογισμός）を挙げ、これらを操り人形を操る糸に擬えて次のように論じている（644c-645b）。

快樂と苦痛、恐れと逸り（意気込み）、理性的思考は[人形を操る]糸のようなもので、対立する糸は反対の行為へと互いに引っ張り合い、そこにおいて徳もしくは悪徳が定着する。そこで、各人は理性的思考にいつでも従い、それ以外の糸には抵抗すべきである。

「理性的思考にいつでも従うべき」だと述べられているのは、常に理性的思考に従って行為を決定するとそれが習慣となって徳が「定着する」ということである。観点を換えれば、快樂・苦痛・恐れ・逸り（意気込み）に従うことが習慣になれば悪徳（すなわち、放縦・放埒、不正、臆病あるいは向こう見ず）が「定着する」ということになる。プラトンがこのような主張をするのは、徳と悪徳は習慣づけによって身に付くものだと考えているからである。

3. 2. 2. ムーシケー教育

プラトンは、子どもを有徳な人間に育成するためにはムーシケー教育を通して美しい（賞讃すべき）ことと醜い（恥ずべき）ことを正しく判断することができる判断力を身につけさせることだと考えている。この点に関して、プラトンはまず次のように述べる（654b-d）。

正しく教育された者は、美しく歌いかつ踊るだけでなく、美しい歌を歌い美しい踊りを踊るが、そればかりでなく、美しいものを美しいと思ひ醜いものを醜いと思ってそれぞれとそのように付き合う⁽¹⁶⁾。他方、美しいと考えたこと（τὸ διανοηθὲν εἶναι καλόν⁽¹⁷⁾）を身体と声によって十分に演じることがいつでもできるが、美しいものに喜びを感じず、美しくないものを嫌わない人もいる。これに対して前者は、上手に演じることができない人であっても、美しいものは快樂を感じて歓迎し、美しくないものは苦痛を感じて嫌悪する。

要するに、美しい歌を美しく歌い美しい踊りを美しく踊るように教育することも大事であるが、それよりも、美しいものを美しいと思ひ快樂を感じて歓迎し、醜いものを醜いと思ひ苦痛を感じて嫌悪するように教育することの方が大事だと言いたいのである。

美しいものと醜いものについては、プラトンは、善き（有徳な）人の言動を表現する形[所

⁽¹⁶⁾ 美しいものは「歓迎」し、醜いものは「嫌悪」する、ということ。

⁽¹⁷⁾ 頭で美しいと（あるいは、人々が美しいと評価すると）考えたことで、そのことを美しいと思ひ快樂を感じるとは限らない、という含意がある。

作]と曲は美しく、悪しき人の言動を表現する形[所作]と曲は醜いと述べる (654e-655b)。

だが、悪しき人の言動を表現する形[所作]と曲を美しいと思う人もいる。このことに関して、プラトンは、そのような人はそれを善き人の言動を表現するものと思っているのだと言う⁽¹⁸⁾ (655b-d)。

そうすると、そのような人には、それが悪しき人の言動を表現するものであることを教えればよいのだろうか。だが、問題はそれほど単純ではない。というのも、「これは悪しき人の言動を表現するものである」と言いさえすれば納得し同意するとは限らないからである。それを納得させるためには、なぜそれが悪しき人の言動を表現するものであるかを、言い換えればそれは醜いということ、納得させなければならない。しかるに、それを美しいと思う人は——人は快いと感じるものを美しいと思うものであるから——それを快いと感じているのである。それゆえ、そのような人を納得させるためには、悪しき人の言動を表現するものを快いと感じないようにしなければならないが、何を快いと感じるかは、何が快いかを教えることによって簡単に変えられるものではない。その原因を、プラトンは、何を快いと感じるかは天性の性格もしくは習い性に依ることだからと説明する (655d-656a)。

そうすると、プラトンは、天性の性格は変えられないが、習い性は教育によって変えられる、と考えているのだろうか。いや、プラトンは幼少年期から教育すべきだと考えているのであるから、教育は習い性を変えるものではなく、形成するものだと考えているのであろう。天性の性格に関してはどう考えているかはわからないが、もし変えられないと考えているとすれば、教育しても有徳な人になりえない人間がいると考えていることになる。

最後にプラトンは、悪徳を演じる合唱舞踏を快いと感じることの害について次のように論じる (656a-b)。

その害は、悪しき人たちと付き合っその悪しき性格を嫌悪せず、それを受け入れて快いと感じ、冗談で非難するが⁽¹⁹⁾[内心では]自分自身の悪しきさま (μοχθηρία) を夢想している場合[の害]と同じである。そのような人間は快いと感じること[悪徳]に (たとえそれを賞讃することは恥ずかしく思うとしても) 同化される。

要するに、悪徳を演じる合唱舞踏を快いと感じる人は同様の (つまり、悪しき) 行為をするようになるので、子どものうちにムーシケー教育によって徳を表現する演技を快いと感じ、悪徳を表現する演技を不快に感じるように習慣づけることが大事である、と言いたいのである。

次にプラトンは、子どもや若者に徳を涵養させるのに有用な歌と踊りを法律で定めて、

⁽¹⁸⁾ 例えば悪役をカッコよいと思う人はいるだろうが、それはその悪役が徳 (例えば勇氣) を持っていると思うからである、ということである。

⁽¹⁹⁾ 内心では、自分はこのようにはなりたくないと思っているのではなく、自分もこのようになりたいと憧憬しているのである。

それ以外の（あるいは、それとは異なる種類の）歌や踊りを新たに作ることは禁止すべきだと言う（657a-b）。だが、法律で定められた歌と踊りが国民に受け入れられるかどうかは疑問である。そこでプラトンは——そのようなことが可能であるということを読者に納得させるためであろう——エジプトにおいては古昔からそのようなことが行なわれているという事実⁽²⁰⁾を紹介する（656d-657a）。

徳を涵養させるのに有用な歌と踊りを選定して国民に受け入れさせる方法に関しては、プラトンはムーシケーのコンテストを利用する方法を提唱し、次のように論じている（657d-659c）。

コンテストに参加する人たちについて「我々をできるだけ喜ばせ楽しませる者を最も優秀な専門家と考へて勝者と判定すべきである」という一般的な説には同意できる。だが、仮に種目もやり方もまったく限定せずに、観客を最も喜ばせ快楽をできるだけ多く与えた者に賞を授けるコンテストを行なえば、幼児は人形劇を上演する者に軍配を上げ、それより大きい子どもは喜劇を演じる者に軍配を上げ、教育を受けた女性と若者と、たぶんほとんどの人は悲劇に軍配を上げ、老人は叙事詩の吟誦に軍配を上げるだろう。それでは、誰の判定が正しいのか。

十分に教育を受けた最も善き（有徳な）人たちを楽しませる音楽がほとんど⁽²¹⁾最も美しく、たとえ一人であっても徳と教育の点で並外れている人を楽しませる音楽が本当に最も美しい、と言うべきである。それゆえ審判は徳を必要とする。というのも、真の審判には思慮と勇気が必要だからである。というのも、勇気がないために[観衆に迎合して]正しくない判定を下すべきではないからである。なぜなら、審判の座に就いているのは観客の生徒としてではなく教師としてなのであり、快楽を相応しくも正しくもない仕方では観客に提供する者たちに反対するためだからである。

要するに、コンテストにおいて思慮と勇気のある審判が正しい判定を下すことが、国民に歌や踊りの善し悪しを正しく判断する判断力を付けさせるための方策となる、ということである。だが、国民は、思慮ある審判の判定を聞いても、彼らが善いと判定した歌や踊りを心から善いと思うとは限らない。彼らにそれらを心から善いと思わせるためには、それらを快い（楽しい）と感じさせる必要がある、とプラトンは考へる。そこでプラトンは、子どものうちからの教育によって善い歌や踊りを快い（楽しい）と感じさせるように習慣づける方法について次のように述べる（659c-660a）。

教育とは、老人たちが経験に基づいて正しいと考へるロゴス[考へ方]へと子どもを牽引し導くことである。そのためには子どもの魂が老人と同じことに快楽と苦痛を感じるようにすべきであるが、そのために歌を言わばじゅもんうた〈呪文歌〉（ἐπῶδια）として利用すべきである。すなわち、若者は真剣なことに耐えるのが苦手なので、その歌が遊び

⁽²⁰⁾ ムーシケーに関する法律については第VII巻 796e-804c で詳しく論じられている。エジプトにおける事実については、799a-b に具体的な説明がある。

⁽²¹⁾ すぐ後の「本當に」と対比されている。

の歌として歌われるようにするのである。そこで、正しい立法者は詩人に、節度や勇氣やあらゆる徳を備えた人間の言行を美しく賞讃すべき言葉のうちに⁽²²⁾、その所作はリズムのうちに、曲はハーモニーのうちに[混ぜて]正しく詩を作るように説得し、説得できなければ強制する。

子どもは快樂と苦痛に基づいて美醜、善悪を判断する。すなわち、快樂を感じるものは美しく善いものと思ひ、苦痛を感じるものは醜く悪しきものと思ふ。他方、老人は知に基づいて美醜、善悪を判断する。従って、両者の判断が一致しない場合がある。そこで、美醜、善悪に関して子どもの判断が老人の判断に一致するようにすることが教育の目的だということである。そのための手段として利用すべきだと言われている〈呪文歌〉というのは、繰り返し聞かせたり歌わせたりして、それを聞いたり歌ったりする者に理窟抜きで言わば「刷り込む」（すなわち、信じ込ませる）歌のことである⁽²³⁾。最初に「老人たちが正しいと考えるロゴスへと子どもを牽引し導く」と言われているのも——「牽引」（ὄλκῆ）という語は強制のニュアンスを伴うので——理窟抜きで言わば「植え付ける」ということを意味する。従って、上で述べられていることは、要するに、子どもたちに節度や勇氣などの徳がある人間の言行を語る詩を遊びの場で繰り返し聞かせたり歌わせたりすることによって、そのような言行が正しいと理窟抜きで信じ込ませるべきであり、そのために詩人たちにそのような内容の詩を作らせるべきである、ということである。それでは、その内容とは具体的にはどのようなものなのか。

3. 2. 3. 正義と幸福について [660b-661e]

アテーナイ人は、まず、詩人たちに作らせるべき詩の内容の趣旨を次のように述べる。「善き人は、節度があって正しいので、大きくて強かろうが小さくて弱かろうが、また金持ちであろうがなかろうが、幸福であり、不正な人は、どれほど金持ちであっても不幸であり、苦痛に満ちた生を送る」（660e）。そして、幸福の要因としての善いものについて次のような趣旨のことを述べる（661a-d）。

一般大衆が善いものと考えているもの、すなわち健康、美しさ、富、鋭敏な感覚、僭主になってしたいことを何でもすること、不死は、不正な人間にとっては——彼らはこれらを不正を為すために悪用するので——不幸になる原因となるから⁽²⁴⁾悪しきものであり、正義と徳全体こそが幸福の要因である。

だが、このことを一般大衆に納得させることはできないだろう——とアテーナイ人は言う⁽²⁵⁾（661d-e）。それゆえ、子どものうちから〈呪文歌〉によって「刷り込む」べきだと言ひ

⁽²²⁾ 美しく賞讃すべき言葉は聞く者にも語る者にも快さを感じさせ、歓迎されるからである。

⁽²³⁾ 現代においては、文学作品、演劇、映画、テレビ放送万般などがこのような〈呪文歌〉の役割を果たしうる（あるいは、現に果たしている）と言っても過言ではないだろう。

⁽²⁴⁾ ここには、不正を為せば不幸になるという暗黙の前提がある。

⁽²⁵⁾ 特に「不正を為せば不幸になる」ということを一般大衆に納得させることはできないと考えているのであろう。因みに、不正を為せば不幸になるということとは『国家』第

たいのである。

次にアテナイ人は、不正で放縦な生き方は不幸な生き方であり、正しく節度ある生き方は幸福な生き方であるという信念を持たせるべきだと論じる。

3. 2. 4. 正しい生は快いという信念を持たせるべき [661e-664b]

クレイニアースは「不正で放縦な生き方」について、アテナイ人から①「醜い（恥ずべき）生き方か」と問われると同意するが、②「悪い生き方か」と問われると同意せず、③「不快で自分に有益でない生き方か」と問われると完全に否定する（661e-662a）。たいていの人（クレイニアース）と同じように答えると言ってよいだろう。他方アテナイ人（プラトン）は、三つの問いすべてに同意すべきだと考えており、（理想国家の）すべての国民に同じ考え（信念）を持たせるべきだと考えているのである。

「不正」と「放縦」はそれぞれ「正義」と「節度」の反対の概念であり、両者が並べられているのは、不正を為すのは詮ずるところ節度なく快樂を追い求めるためであるから⁽²⁶⁾、不正な人はすべて放縦な人でもある（とプラトンは考えている）からである。

①「醜い（恥ずべき）」は「美しい（賞讃すべき）」と反対の概念であり、後者は社会から賞讃されるべきことで、社会にとって有益なことである⁽²⁷⁾から、前者は社会から非難されるようなことであり、社会にとって有害なことである。②「悪い」には「道徳的に悪い」という意味と「自分にとって悪い（損な）」という意味があるが、クレイニアースが同意しないのは、明らかに、「自分にとって悪い（損な）」という意味に解しているからである。なお、プラトンは「道徳的に悪い」生き方は不幸な生をもたらすがゆえに「自分にとって悪い（損な）」生き方でもありと考えているので、アテナイ人（プラトン）も「悪い」を「自分にとって悪い（損な）」という意味で用いていると理解してよいだろう。

クレイニアースが③「不正で放縦な生き方は不快で自分に有益でない生き方である」ということを否定したのに対して、アテナイ人は、正しい生は快い生であり、不正な生は不快な生であるということを次のように論じる（662c-663a）。

最も正しい生と最も快い生は別であるとすれば、最も正しい一生を送る人間と最も快い一生を送る人間はどちらが幸福か。(A) この問いに対して父親である立法者が「最も快い生を送る者が最も幸福である」と答えたとすれば、次のように言おう。「父よ、あなたは私ができるだけ幸福な生を送ることを望んだのではないのですか。しかるに、

II～IV巻と第VIII～IX巻で実に詳しく論じられた（天野『正義と幸福』参照）。従って、この言明は、『国家』の議論は一般大衆を納得させるものではないということを『法律』のプラトンは自覚していた、ということの意味すると理解してよいだろう。

⁽²⁶⁾ 不正を為すのは多くの場合は金や物を手に入れるためであるが、金や物を手に入れようとするのは快樂を得る手段にするためである。

⁽²⁷⁾ 行為者自身にとっては必ずしも有益ではないとたいてい人は考えるであろうが、プラトンは行為者自身にとっても（有徳な人間にし、幸福な一生をもたらすがゆえに）有益だと考えている。

あなたは私にできるだけ正しい生を送るように常に命じ続けました⁽²⁸⁾。この命令は先の答えと矛盾する。(B) 他方、彼が「最も正しい生が最も幸福な生である」と主張するならば、それを聞いた者は誰でも、正しい人には快樂の伴わないどんな善くて美しいものが生じるのかということを探求するだろうと思う⁽²⁹⁾。だが、人間たちと神々から与えられる名声と賞讃⁽³⁰⁾は善くて美しいばかりでなく快いものでもあり、悪評はその反対である。また、不正を為すことも被ることもないことは善くて美しい(賞讃すべき)ことであるばかりでなく快いことでもあり、不正を為すことは醜くて(恥ずべきで)悪しきことであるばかりでなく不快なことでもある。

そして、このように論じた理由を次のように説明する (663a-b)。

快さと正しさを分離しない説[正しい生は快い生であるという説]は、人を敬虔で正しい生を送る気にならせるためには少なくとも説得力はある(それ以上のものではないにしても⁽³¹⁾)。従って、両者を分離する説は、立法者に最も相応しくない説である。

というのも、[結果として]苦痛よりも多くの快樂が伴うのでないようなことを納得して進んでしようとする人はいないだろうから。

プラトンは、要するに、一般大衆は(基本的には)「快樂はできるだけ多く、苦痛はできるだけ少なく」という「快樂原理」に従って行為を選択する快樂主義者であるという前提に立って、彼らが正しい生を送る気になるようにするためには、正しい生は快い生であるということをお説きさせることが肝要だと言いたいのである。

最後にアテーナイ人は、習慣づけと賞讃と言論によって国民に次のようなことを納得させるべきだという (663b-d)。

不正で悪しき人から見ると、不正なことは快いように見え、正しいことは最も不快であるように見えるが、正しい人から見ると反対に見える⁽³²⁾。しかるに、劣った魂[不正で悪しき人]の判定よりも優れた魂[正しい善き人]の判定の方が権威がある。それゆえ、不正な生は、より醜くて劣悪であるばかりでなく、正しくて敬虔な生より本当は不快でもある。

だが、このようなことを国民に納得させることが可能かどうかは疑問である。そこでアテーナイ人は、信じがたいことを容易に信じさせる例として神話を持ち出し、次のように

⁽²⁸⁾ 『国家』でも同様のことが述べられているが(II 362e-363e)、それは、正義を勧める者は正義そのものではなくそれがもたらす善い結果を讃えるということを説明する文脈においてであり、プラトン自身は、正義はそれ自体として善いものだと考えているのである。

⁽²⁹⁾ 以下の説明から明らかなように、そのような探求の仕方は正しくないと言いたいのである。

⁽³⁰⁾ プラトンは、『国家』の「本論」においては議論に神を持ち込まなかったが[註(5)参照]、『法律』では、第X巻において、理想国家の国民は神を信仰しなければならないと論じている。

⁽³¹⁾ アテーナイ人(プラトン)は、ここでは、真実であるかどうかよりも説得力があるかどうかを重視しているのである。それは、倫理思想は、厳密に証明することができないので、説得力が重要である、と考えているからである。

⁽³²⁾ 正しい人には、不正なことは不快なことと思われ、正しいことは快いことだと思われる、ということ。Cf. *Phil.12c-d*:「放蕩に耽る者も快樂を感じるが、節度を守る者も節度を守ること自体に快樂を感じるし、分別のないことをし、分別のない信念や期待に満たされている者も快樂を感じるが、思慮を働かせる者も思慮を働かせること自体に快樂を感じる」。

言う (663e-664a)。

神話は、立法者にとっては、若者の魂に納得させようとするのを納得させるためのよい手本である。従って、立法者が為すべきことは、何を納得させれば国家に最大の善を実現することができるかということを探求して発見し、そのことに関して共同体全体[国民全員]が歌と神話と言論において一生を通していつでも同じ一つのことを発言するようにするためのあらゆる方策を発見することである。

神話に説得力があるのは、「共同体全体[国民全員]が一生を通していつでも同じことを」語るからである。なお、明言はされていないが、神話は幼いうちから語り聞かせられ、言わば「刷り込まれる」ということが、若者に納得させるのにきわめて有効であるということは、言うまでもないことだろう。神話が「よい手本」と言われているのは、若者に納得させたいことをすべて神話にして語るべきだというふうと考えているわけではないからであろう。

「国家に最大の善を実現する」ために国民に納得させるべきことについては、「最も快い生と最も善い生は同じである」(664b)と述べられている。これは、最も善い(有徳な、特に正しい)生は最も快い(幸福な)生であるということである。

この後、アテナイ人は<呪文歌>を国民に浸透させるための方法について論じる(664b-672a)。それは合唱舞踏を利用するという方法である。それについては割愛する。

ムーシケー教育については、第Ⅶ巻 796e-804c においても論じられている。その内容は、法律の安定性のためにムーシケー教育を利用すべきであるということと、ムーシケーに関する法律である。これについても割愛する。

3. 3. 老人重視について

『法律』には老人重視の考え方が諸処に見られる。例えば、ムーシケーコンテストの審判に関する議論や、未明会議の構成員など。

因みに、プラトンは、第Ⅰ巻において、アテナイ人に、クレタとラケダイモーンの法律を批判するのに先立って、両国の法律について、若者には法律批判を許さないという点を賞讃した後、老人にはそれが許されているという言い訳を述べさせている(I 634d-e)。

だが、老人重視には次のような問題点がある。

老人は、さまざまな苦難を経験した結果として守りの姿勢になるものである。従って、老人を重視すると覇気のない国家に墮落する可能性がある。

老人はいつの時代にも「今時の若い者」を批判するものであるが、その批判が正しいとすれば人類は退化の一途を辿っていることになる。だが、事実はそのようではないだろう。老人は、「今時の若い者」を若かった自分と比較しているのではなく、現在の自分と比較しているのであろう。ともかく、若者についての老人の評価(あるいはむしろ、事実認識)は正しいとは限らないので、老人が若者を適切に指導できるかどうかは問題である。